

日本医科大学ガバナンス・コードの取組に対する実施状況

令和5年5月1日現在

項目	実施状況等
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
(1) 建学の精神	建学の精神、学是及び教育理念は、本学ホームページを始めとして「学生便覧」及び「大学案内」等を通じて、学生、教職員、受験生、本学に関わる多くの関係者及び一般市民にも公開し、明確なメッセージとして共有している。
(2) 建学の精神・学是に基づく人材像	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
(1) 建学の精神・学是・教育理念に基づく教育目的等	建学の精神、学是及び教育理念に基づく3つのポリシーを策定し、そのポリシーに則った卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入を行っている。
(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について	<p>① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、中長期ビジョンを策定している。</p> <p>② 中長期ビジョンは、理事会にて審議され、承認後は評議員会に諮られ、意見を求めている。その結果はホームページを通じて広く公表している。</p> <p>③ 学内外の各種研修への参加等により経営能力の向上に努めている。</p> <p>④ 事務職員の資質や大学改革への意識向上を目的として定期的にSD研修会を開催している。</p> <p>⑤ 法人及び大学による「運営協議会」を毎月開催し、教職員からの提案等をくみ上げる仕組みを構築している。</p> <p>⑥ 中長期ビジョンは、教学、研究、学生支援、社会貢献、管理運営の項目で策定している。</p>
(3) 私立大学の社会的責任等	<p>① 本学諸規定に基づき、教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図っている。</p> <p>② ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・社会貢献等を念頭においた経営を行っている。</p> <p>③ 「しあわせキャリア支援センター」を設置し、ダイバーシティ研究環境実現、男女共同参画推進に向けた取組みを進めている。</p>
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	
2-1 理事会	
(1) 理事会の役割	① 寄附行為により理事会の役割を明確に規定しており、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。
	② 寄附行為に理事会において議決する法人の重要事項を規定するほか、法人の重要事項を整理し、明確性をもって理事会運営を行っている。理事会で議決された事項は議事録として作成し、理事全員の承認を得た後、所定の場所に保管している。理事会で承認された事項は、各部署長宛に理事会速報として翌日に通知をしている。

	<p>③ 理事会は、理事及び設置大学の学長等に対して適切に業務等の評価を行い、その評価を法人及び大学の業務改善に活かしている。</p> <p>④ 本法人では、学長を常務理事職に選任しており、法人全体を見据えながら、学長が校務を掌るに必要な権限を委ねている。本大学では、学長が大学院医学研究科長、医学部長、教務部長、研究部長等を置き、担当事務を分担させ、管理体制を明確化している。</p> <p>⑤ 寄附行為の定めに従い、理事会を毎月1回(8月を除く)開催している。会議開催1週間前に各理事・監事宛に議案及び資料を送付しており、審議に必要な時間も十分に確保し、審議事項の事前共有を図っている。</p> <p>⑥ 本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例はない。</p> <p>⑦ 本年度において役員がその任務を怠り法人又は第三者に損害を与えた事例がないため、他の役員が連帯して責任を負った事例もない。</p> <p>⑧ 理事・監事の学校法人に対する責任が加重とならないために損害賠償責任の一部免除について寄附行為に規定しており、非業務執行理事等との間で責任限定契約を締結している。</p> <p>⑨ 寄附行為の定めに従い、理事会の議事に特別な利害関係を有する理事は議決に加わることができず、議長が必要に応じて該当理事に退席を要請している。</p>
2-2 理事	
(1) 理事の責務	<p>① 寄附行為の定めに従い、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。</p> <p>② 寄附行為の定めに従い、理事長を補佐する常務理事を置き、各々の役割、理事長の代理権限順位を明確にしており、法人の業務を的確かつ迅速に行っている。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任について、寄附行為に明確に定めている。</p> <p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のために忠実にその職務を実行している。</p> <p>⑤ 私立学校法の規定により、理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うこととしている。</p> <p>⑥ 本年度において、理事が学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し、当該事実を理事長及び監事に報告した事例はない。</p> <p>⑦ 理事の競業及び利益相反取引については、毎年、各理事から申告をしてもらい、理事会において当該取引についての事実を公開して承認を受けている。</p>
(2) 学内理事の役割	<p>① 学内理事は、その知識・経験・能力を活かして、大学の成長と経営安定のため適切な業務を遂行している。</p> <p>② 学内理事は、教育職員としての業務の執行に影響がでないように、理事の業務を適切に遂行している。</p>
(3) 外部理事の役割	<p>① 現理事のうち、私立学校法第38条第5項に該当する外部理事を6名選任している。</p> <p>② 現理事には、他医療法人理事長、弁護士、他学校法人教員、企業の役員等を選任し、夫々の視点から活発な意見を述べ、理事としての業務を遂行している。</p>

	③ 理事会開催の1週間前に、理事・監事全員に審議事項等を記載した開催通知及びその資料を通知している。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	理事懇談会において、理事の業務執行に必要な私学関係法令等の情報提供を行っているところ、更なる内容の充実を図る。
2-3 監事	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	<p>① 本年度において、監事は適切に善管注意義務を負い、第三者に対して賠償責任義務を負った事例はない。</p> <p>② 監事は、毎月の定例理事会及び定例理事会前の理事懇談会並びに年3回の定例評議員会に出席しており、本年度は、これらに加えて、不正防止計画推進委員会に出席している。</p> <p>③ 監事は、監事監査計画に基づき、随時、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査している。</p> <p>④ 本年度において、不正行為、法令違反等の重大な事実の発見による所轄庁への報告をした事例はない。</p> <p>⑤ 本年度において、監事が理事による違背行為等の可能性を認識又は確認した事例はない。</p>
(2) 監事の選任	<p>① 寄附行為の定めに従い、理事会において選出した監事候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任している。</p> <p>② 寄附行為の定めに従い、3名の監事を選任している。</p> <p>③ 監事業務の継続性が保たれるよう、監事3名の就任時期をそれぞれに変えている。</p>
(3) 監事監査基準	<p>① 学校法人日本医科大学監事監査規程を制定している。</p> <p>② 監事は、毎年度、監事監査計画を定め、理事会において報告事項として説明している。</p> <p>③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告の上、これをホームページに公表している。</p>
(4) 監事業務を支援するための体制整備	<p>① 三者が一堂に会する「三様監査協議会」を年2回（5月及び11月）開催し、各監査機能が効率的・効果的に果たされ、法人全体としての監査機能の向上が図られるよう、それぞれの監査結果等について、情報交換・意見交換を行っている。</p> <p>② 監事が研鑽を重ね、あるいは広く意見・情報の交換を図るため、監査室を通して、外部の監査協会が主催する各種研究会等の情報を提供し、令和4年度は、12月に監事2名が研究会議に参加している。参加しない場合も大学監査協会から送付された研修資料を監事に配付している。</p> <p>③ 監事が研鑽を重ね、あるいは広く意見・情報の交換を図るため、監査室を通して、外部の監査協会が主催する各種研究会等の情報を提供し、令和4年度は、12月に監事2名が研究会議に参加している。参加しない場合も大学監査協会から送付された研修資料を監事に配付している。</p> <p>④ 監事が研鑽を重ね、あるいは広く意見・情報の交換を図るため、監査室を通して、外部の監査協会が主催する各種研究会等の情報を提供し、令和4年度は、12月に監事2名が研究会議に参加している。参加しない場合も大学監査協会から送付された研修資料を監事に配付している。</p>

2-4 評議員会	
(1) 諮問機関としての役割	① 予算・事業計画に関する諮問について評議し、答申している。
	② 事業に関する中期的な計画に関する諮問について評議し、答申している。
	③ 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する諮問について評議し、答申している。
	④ 役員報酬に関する支給基準に関する諮問について評議し、答申している。本年度において当該諮問はない。
	⑤ 寄附行為の変更に関する諮問について評議し、答申している。本年度において当該諮問はない。
	⑥ 評議員会の諮問事項として、合併について、寄附行為で定めている。
	⑦ 評議員会の諮問事項として、目的たる事業の成功の不能による解散について、寄附行為で定めている。
	⑧ 本年度において当該事項に関する諮問はない。
	⑨ 本年度において当該事項に関する諮問はない。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善	評議員会開催時に、諮問事項ごとに審議の時間を設け、評議員は質問・意見等を述べ、評議している。
(3) 評議員会	毎年、本法人の決算及び事業報告が評議員会に報告されており、その内容について、評議員は意見を述べている。
(4) 監事の選任	理事会において選出した候補者に対して、評議員会の同意を得るための審議を実施している。理事会では、監事候補者の選出に当たり、監事としての資質及び専門性について十分に検討している。
2-5 評議員	
(1) 評議員の選任	① 評議員の人数は、現理事数13名に対して現評議員数40名と、十分な人数を選任している。
	② 評議員となる者については、ガバナンスコードに記載のとおり選任している。
	③ 法人の業務、財産状況、役員の業務執行について、意見を述べ諮問等に答えるため、学内の職制評議員の他に、本法人が設置する大学を卒業した者のうちから理事会において選任した者、本法人の職員及び本法人が設置する大学の卒業生を除く者のうちから理事会において選任した学識経験者が評議員として在籍している。
	④ 評議員の選任方法は、寄附行為の定めに従い、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会で選任している。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	① 寄附行為の定めに従い、評議員会の開催1週間前に、各評議員宛に議案及び資料を送付しており、諮問事項の事前共有を図っている。
	② 評議員に対する効果的な研修方法・内容を検討している。
第3章 教学ガバナンス	
3-1 学長	
(1) 学長の責務	① 日本医科大学組織規則により、学長の役割を定めている。 ②

	<p>③ 学長方針、中長期ビジョン等について、学長は医学部教授会において定期的に報告している。また、ホームページの「学長室だより」にて情報発信している。</p>
(2) 学長補佐体制（医学研究科長・医学部長の役割）	<p>① 日本医科大学組織規則において、大学院医学研究科長、医学部長の役割を明確にしており、学長を補佐する体制を構築している。</p> <p>②</p>
3-2 教授会	
(1) 教授会の役割	日本医科大学大学院教授会規則及び日本医科大学医学部教授会規則において、両教授会の役割を明確にしており、適切に運用している。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	
4-1 学生に対して	
(1) 3つの方針の明確	<p>① 3つのポリシーを定め明確にしており、ホームページ、大学案内等で広く公表している。</p> <p>② 毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を報告書に纏め、冊子体及びホームページで広く公表している。</p> <p>③ 修学中に出会う葛藤や悩みごと、心身の不調については、学年担任や学生相談室が相談に応じ、対応している。また、アメリカの医科大学で採用されているピアサポートシステムを参考にした「学生アドバイザー制度」を設け、学生のサポートをしている。ハラスメントに対しては相談窓口を設置している。</p>
4-2 教職員等に対して	
(1) 教職協働	大学における全ての会議体において事務職員が参画しており、教員と事務職員の協働体制を構築している。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント	<p>① 教員の教育能力の開発、充実を図るため、計画的にFDを実施している。</p> <p>② 大学教職員に必要な知識及び技能の習得、能力及び資質の向上を目的に計画的にSDを実施している。</p>
4-3 社会に対して	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	<p>① 平成20年、平成27年、令和4年に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、いずれも「適合」の認定を受けている。</p> <p>② 自己点検委員会により、自己点検年次報告書に基づく総括的評価を行っており、その結果を教育・研究を始めとする大学運営の改善・向上につなげる体制を構築している。</p> <p>③ 毎年度、自己点検評価を実施し、その結果を報告書に纏め、冊子体及びホームページで広く公表している。</p>
(2) 社会貢献・地域連携	<p>① 国内外の災害医療支援や救急医療において積極的な活動を行っている。</p> <p>② また、各付属病院の地域的特性を活かし、患者支援、</p> <p>③ 医療連携を推進している。さらに学会や政府・自治体の事業に</p> <p>④ 対しても、公益性・公共性の高い活動を多くの教員が行っている。</p> <p>⑤</p>
4-4 危機管理及び法令遵守	
(1) 危機管理のための体制整備	<p>公的研究費に関しては、学校法人日本医科大学公的研究費管理規程により不正防止の取組み等を定めており、全教職員に対し</p> <p>① 公的研究費取扱要領を配布し不正防止に努めている。</p> <p>② ハラスメント対策として、学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則に基づき、大学内にハラスメント防止委員会を設置している。</p>

	③ 事業継続計画の策定は、今後検討を進める。
(2) 法令遵守のための体制整備	① 就業規則に定めており、組織的な取組はできている。 ② 学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程を定め、公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、監査室に通報窓口を置いている。
第5章 透明性の確保（情報公開）	
5-1 情報公開の充実	
(1) 法令上の情報公開	① 学校教育法施行規則、私立学校法等の法令、その他ガイドライン等の基づき、教育・研究に資する情報をホームページにて公開している。 ②
(2) 自主的な情報公開	① 法律上公開が求められていない情報についても、自主的かつ積極的にホームページにて公開している。 ②
(3) 情報公開の工夫等	① 私立学校法に基づき、各事務所に備え置く書類は、請求があれば閲覧に供している。 ② 情報公開方針を策定し、ホームページにて公表している。 ③ ホームページの他、大学案内、大学広報誌等も活用している。 ④ 専門用語はなるべく使用せず、使用する場合は注釈を付ける等の工夫をしている。